

指定訪問介護・指定訪問介護サービス・指定生活援助特化型訪問サービス 重要事項説明書<別紙>

【令和6年6月】

(1) 利用料金

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下の通りです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合(1~3割)に応じた額です。但し、介護保険の給付を超えたサービス利用は全額負担となります。<地域区分別 1単位あたりの単価 10.70円>

○ 訪問介護

区分	1回当たりの所要時間	合成 単位数	利用者負担額(概算)		
			1割	2割	3割
身体 介 護	20分未満	223単位	239円	478円	716円
	20分以上30分未満	334単位	358円	715円	1,073円
	30分以上1時間未満	530単位	568円	1,135円	1,702円
	1時間以上1時間30分未満	777単位	832円	1,663円	2,495円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	113単位を 加算	121円	242円	363円
身体介護に引き続き 生活援助を算定する 場合	20分以上	88単位	95円	189円	283円
	45分以上	178単位	191円	381円	572円
	70分以上	266単位	285円	570円	854円
援 生 助 活	20分以上45分未満	245単位	263円	525円	787円
	45分以上	301単位	323円	645円	967円

- ※ 特定事業所加算Ⅱ、介護職員等処遇改善加算Ⅰを適用後の単位です。1か月の合計単位に介護職員等処遇改善加算Ⅰが適用されるため、上記の利用者負担額は概算になります。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料2倍の料金となります。
- ※ 1回あたりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

○ 訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス

区分	利用回数(1回当たりの所要時間)	合成単位数	利用者負担額		
			1割	2割	3割
サ 訪 問 ビ 介 ス 護	週1回程度(60分)	1,464単位	1,567円	3,133円	4,700円
	週2回程度(60分)	2,925単位	3,130円	6,260円	9,390円
	週3回程度(60分)	4,640単位	4,965円	9,930円	14,895円
訪 生 問 援 サ 助 ー ビ ビ 特 ス 化 型	週1回程度(50分)	1,233単位	1,320円	2,639円	3,958円
	週2回程度(50分)	2,461単位	2,634円	5,267円	7,900円
	週3回程度(50分)	3,904単位	4,178円	8,355円	12,532円

- ※ 上記は、介護職員等処遇改善加算Ⅰが適用後の料金になります。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝 加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%			
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の50%			
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等から要請を受け、緊急に身体介護を行った場合	1回につき 1,338円	134円	268円	402円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うかほかの訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,664円	267円	533円	800円
生活機能向上 連携加算Ⅰ	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等の助言に基づき、訪問介護計画を作成し、訪問介護を行った場合(初回の訪問介護が行われた日の属する月)	1月につき 1,338円	134円	268円	402円
生活機能向上 連携加算Ⅱ	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等とサービス提供責任者が同行訪問し、共同して訪問介護企画を作成し、訪問介護を行った場合(初回の訪問介護から3か月間を限度)	1月につき 2,664円	267円	533円	800円

② 算定基準に適合していると指定権者に届け出ている加算

加算の種類	加算算定要件	利用料及び利用者負担額
特定事業所加算Ⅱ	体制要件、人材要件等、厚生労働大臣が定める基準を満たす場合	1月につき 基本利用料の10.0%
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	職員の賃金改善等を実施し、全てのキャリアパス要件に適合し、職場環境等の要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の24.5%